

# 新市建設計画書

風を連ねて・名を寄せる 北の都<sup>まち</sup>

平成16年11月

風連町・名寄市合併協議会

---

# 目次

第 章	はじめに	1
1	計画策定の方針	2
(1)	計画の趣旨	2
(2)	計画の構成	2
(3)	計画の期間	2
(4)	行財政運営の方針	2
2	時代の背景	3
(1)	日常生活と経済活動の広域化	3
(2)	価値観と生活様式の変化・多様化	3
(3)	少子高齢化の進行と人口減少	3
(4)	本格的な地方分権社会の到来	4
(5)	地域産業・経済の再構築	4
(6)	財政状況の著しい悪化	4
(7)	情報化社会への対応	5
(8)	自然環境の保全・利活用	5
第 章	新市の概況	6
1	新市の概要	7
(1)	位置・地勢・気象条件	7
(2)	新市の概要	8
2	人口・世帯の状況	9
(1)	人口の推移	9
(2)	世帯数・一世帯当人数の推移	11
3	道路・交通の状況	12
第 章	新市の将来の姿	14
1	新市のまちづくりの基本方向	15
(1)	住民ニーズの把握	15
(2)	新市のまちづくりの基本方向	17

2	新市の将来像	18
3	将来像実現のための基本施策	19
	(1) 住んでてよかったと思えるまち - 住民自治・地域自治組織の確立 -	20
	(2) 未来！子ども！笑顔のまち - 保健・医療・福祉の充実 -	20
	(3) 北緯44度のくらしのまち - 環境・生活基盤の整備 -	21
	(4) 活力に満ちたまち - 産業の振興 -	21
	(5) 心豊かなまち - 生涯学習・文化・交流の推進 -	22
4	重点プロジェクト	23
	(1) 利雪・親雪プロジェクト	23
	(2) 若者定住・子育て支援プロジェクト	23
	(3) 産地化日本一プロジェクト	23
	(4) 地域産業育成プロジェクト	24
	(5) 通年型・体験交流型観光プロジェクト	24
	(6) 教育・文化・交流プロジェクト	24
	(7) 生活安心プロジェクト	25
5	主要指標の見通し	26
	(1) 人口・世帯	26
	(2) 就業構造	27
6	土地利用の方向	28

## 第 章 新市の施策 30

1	住んでてよかったと思えるまち－住民自治・地域自治組織の確立－	31
	(1) 自立する住民自治・地域自治組織の確立	31
	(2) コミュニティ活動の推進	31
	(3) 人権尊重・男女共同参画社会の形成	31
	(4) 住民と行政との連携強化	32
2	未来！子ども！笑顔のまち－保健・医療・福祉の充実	33
	(1) 保健・医療サービスの推進	33
	(2) 子育て支援の推進	33
	(3) 地域福祉の推進	33
	(4) 高齢者福祉の充実	34
	(5) 障害者福祉の充実	34
	(6) 社会保障の充実	34
3	北緯44度のくらしのまち－環境・生活基盤の整備	36
	(1) 環境との共生	36

---

( 2 ) 環境衛生の推進 .....	36
( 3 ) ごみの資源化・減量化の推進 .....	36
( 4 ) 住宅の整備 .....	36
( 5 ) 消防・救急・防災対策の充実 .....	37
( 6 ) 市街地の整備 .....	37
( 7 ) 公園・緑地の整備 .....	37
( 8 ) 上・下水道の整備 .....	37
( 9 ) 道路・交通ネットワークの整備 .....	38
( 10 ) 情報ネットワークの整備 .....	38
( 11 ) 総合的な雪対策の推進 .....	38
4 活気に満ちたまちー産業の振興 .....	40
( 1 ) 農林業の振興 .....	40
( 2 ) 商業・サービス業の振興 .....	40
( 3 ) 工業・地場産業の振興 .....	41
( 4 ) 観光・レクリエーションの振興 .....	41
( 5 ) 雇用の確保と安定 .....	41
5 心豊かなまちー生涯学習・文化・交流の推進 .....	43
( 1 ) 学校教育（幼・小・中）の充実 .....	43
( 2 ) 大学教育の充実 .....	43
( 3 ) 心の教育・家庭教育の推進 .....	43
( 4 ) 食育の推進 .....	44
( 5 ) 生涯学習社会の形成 .....	44
( 6 ) 親と子のふれあう学習機会の充実 .....	44
( 7 ) 生涯スポーツの振興 .....	44
( 8 ) 青少年の健全育成 .....	45
( 9 ) 地域文化の継承と創造 .....	45
( 10 ) 交流活動の推進 .....	45
第 章 新市における北海道事業の必要性 .....	47
( 1 ) 北海道事業の必要性 .....	48
( 2 ) 新市における北海道事業 .....	48
第 章 公共的施設の適正配置と整備 .....	49

---

第 章 財政計画 .....	51
1 前提条件 .....	52
(1) 歳入 .....	52
(2) 歳出 .....	53
2 財政計画 .....	54
(1) 歳入 .....	54
(2) 歳出 .....	54
(3) グラフ .....	55

# 第 章 はじめに

---

- 1 計画策定の方針
- 2 時代の背景

## 1 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、風連町・名寄市の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画として策定し、2市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合計画の基本構想・基本計画などに委ねます。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくり「基本方針(将来像)」と、基本方針の実現のための「新市の施策」、「公共施設の適正配置と整備」、「北海道事業」、計画期間中の「財政計画」を中心として構成しており、新市建設計画と呼称します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、将来を展望した長期的な視点に立つものとし、合併後のおよそ10年間について定めます。

### (4) 行財政運営の方針

公共施設の整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していきます。

財政計画については、効率的かつ重点的な事業の執行に努め、地方交付税、国や道の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにし、健全な財政運営が行われるようにします。

また、行政運営に支障のない範囲で職員定数の削減及び適正配置を図りながら、組織の効率化に努めます。

## 2 時代の背景

### (1) 日常生活と経済活動の広域化

広域的な道路・交通網の整備や情報通信網の発達等を背景に、通勤や通学、通院、買い物など、住民の日常生活の範囲は、住んでいる市町の行政区域を越えて広がっています。また、企業はもとより地場産業や農業などにおいてもその活動範囲は広域化しています。実際に通勤・通学・通院や買い物などで2市町のつながりは強く顕れています。

このような日常生活圏の拡大に伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、単独の市町では対応が困難な課題や広域的な調整が必要な課題が今後増えていくことが見込まれます。特に土地利用や、道路・交通網等の基盤整備、観光をはじめとする産業の振興など、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野においては、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

### (2) 価値観と生活様式の変化・多様化

現在の社会は、長期にわたる景気の低迷や、経済活動のグローバル化のもとで、大量生産・大量消費に象徴される産業構造から、産業のソフト化、サービス化、知識集約化、情報ネットワーク化による新しい産業構造へと移行しつつあります。

そのような中、国民の価値観も生産中心主義、量的価値重視から、生活、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと変化し、一人ひとりの価値観や生活様式も多様化しつつあります。そして、生活を楽しみ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化しています。

これに伴い、行政需要もますます多様化・高度化しており、2市町においてもこれに柔軟に対応していく必要があるとともに、これまでの事業実施方式の再構築などへの対応が求められています。

### (3) 少子高齢化の進行と人口減少

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予測を上回る速度で少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢社会を向かえています。また、わが国の総人口も平成18年頃をピークに減少に転ずることが予想されています。

少子化の進展は、若年人口の減少につながり、これが社会活動の停滞を招いたり、

まちの活力低下につながるなどの可能性を高くしています。

さらに、高齢化が進むことによって、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政負担が増大し、行政サービスの中でその比重が飛躍的に高まることとなります。実際に、2市町においても、人口の減少や少子高齢化の進展がみられます。

このため、地域ぐるみの子育て支援体制の確立や、高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくり、高齢者や障害者にやさしいまちづくりなど、生涯を託せる地域づくりの視点が重要になっています。

#### (4) 本格的な地方分権社会の到来

現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるようにすることです。したがって、これからの市町村には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる行財政能力が強く求められることとなります。また、権限の委譲により、事務量の増加や専門性が要求されるため、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成・確保が必要になります。

一方、地域の個性を活かしたまちづくりや地域の課題解決に向けた住民の自らづくり運営する活動が活発になっています。2市町においても、ボランティア組織や自発的な住民組織の活動が広がってきています。このような住民活動は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりにとって欠かさないものであり、合併後の枠組みでの住民力の結集や住民と行政との協働体制の確立が求められるところとなっています。

#### (5) 地域産業・経済の再構築

地域の産業経済は、多くの業種で深刻な状況にあります。農業は、地産地消の考え方をもとに安全で確かな農産物の生産を進め、工業は、これまで培ってきた技術力を活かし、独創性を発揮したものづくり産業として、商業は、地域の顔としての中心商店街の活性化と拠点性の向上を図ることが求められています。また、依然として厳しい情勢の雇用は、新たな雇用の場の創出と雇用の安定が急務となっています。

これらの課題解決のため、地域の魅力や存在感を高めることが必要になっています。

#### (6) 財政状況の著しい悪化

わが国の財政は危機的状況にあるといわれており、景気の低迷による税収の落ち込

み、経済対策に伴う公債の大量発行などにより、巨額の負債を抱えています。

このような状況を立て直すため、国は財政構造改革を進めており、市町村の財政を支える地方交付税などがすでに削減されてきています。今後もさらに大きな改革を迫られることが見込まれ、財政状況は一層厳しくなっていくことが予想されます。

したがって、収入の不足が予想される中で、市町が今後も各種の行政サービスを維持していくためには、行政コストの削減と財源の効率的・効果的な運用が必要になります。

## ( 7 ) 情報化社会への対応

IT（情報技術）の飛躍的な進歩等により、パソコンや携帯電話等の情報機器とインターネット（世界規模の通信ネットワーク）の急速な普及によって、情報ネットワーク社会が急速に拡大しています。

情報通信基盤の整備は、在宅勤務や遠隔地勤務体制の普及等による就業機会の増大、教育機会の拡充や地域文化・特産品情報の発信、生産者と消費者の交流促進、障害者の社会参加機会の増大、地方における高度な医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実など、時間と距離の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらしています。そのため、これからの社会は、広域的連携を強化して、高度情報通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報ネットワーク社会の構築に取り組む必要があります。

## ( 8 ) 自然環境の保全・利活用

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋の汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しているほか、国内でも公共用水域の水質汚濁、ダイオキシン、環境ホルモン問題等が指摘され、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっています。2市町においても、住民の快適で安全な生活を確保し、生産基盤や生活の場として、さらに、やすらぎやレクリエーション、交流の場として活用するため、保有している貴重な資源でもある自然環境を一体的に保全していく必要があります。また、省資源・省エネルギー・リサイクルを進め、自然と共生していく循環型社会の形成が求められています。

## 第 章 新市の概況

---

- 1 新市の概要
- 2 人口・世帯の状況
- 3 道路・交通の状況

## 1 新市の概要

### (1) 位置・地勢・気象条件

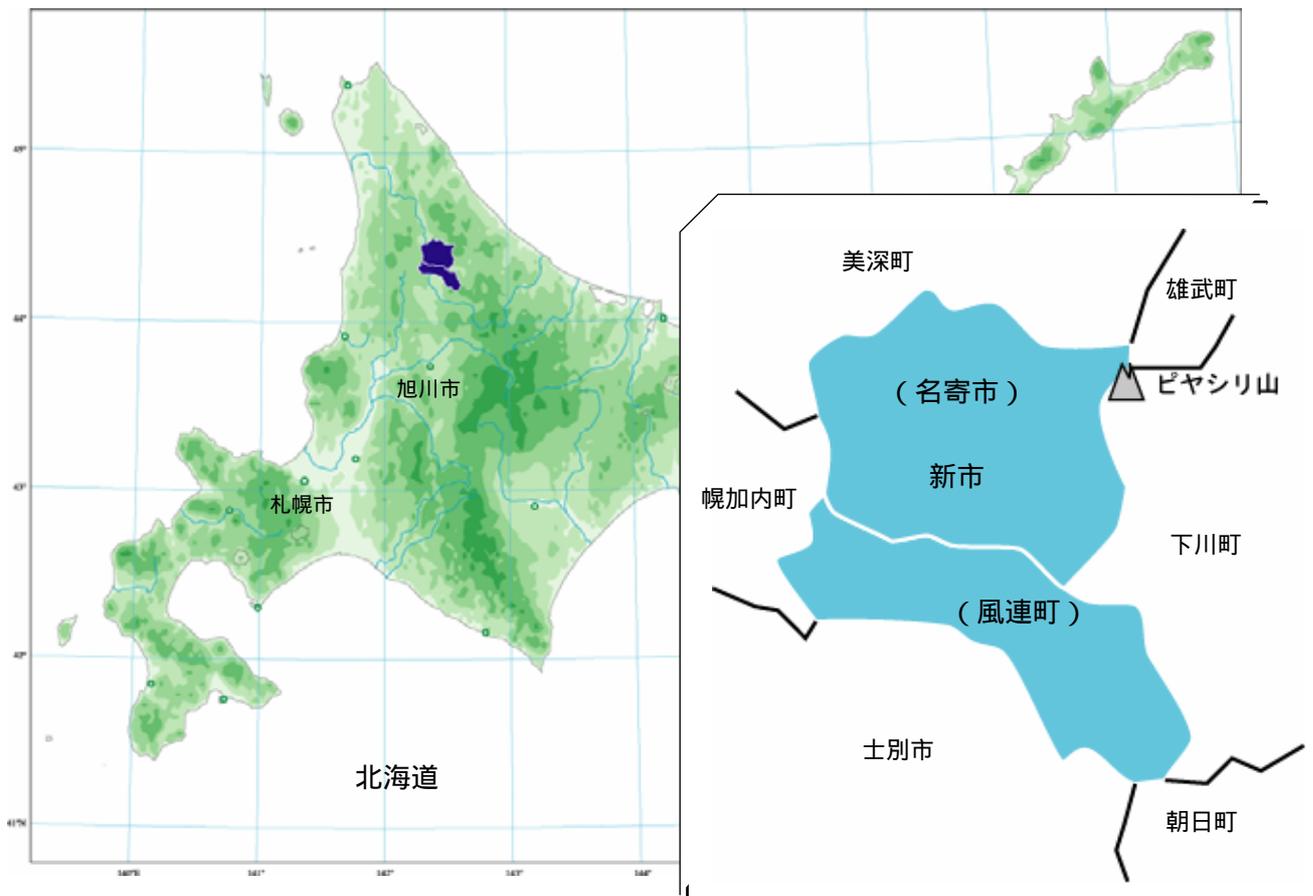
新市は北・北海道の天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東西には北見山地と天塩山地が連なっています。東は、雄武町・下川町、西は幌加内町、南は士別市・朝日町、北は美深町と境界を接しています。

主な山岳には市北東部にピヤシリ山（987m）があり、一級河川には朝日町から士別市、市内を経て天塩町へ続く天塩川が流れています。

新市は北海道の内陸部にあり、寒暖の差が激しく、その温度差は 60 にも及びます。夏季は昼夜の寒暖差が激しく、冬季は寒気が厳しく、降雪量も多い気象条件を有しています。

面積は 535.23 k m<sup>2</sup>です。

新市の位置



## (2) 新市の概要

2市町は、道北圏の交通の要衝として開拓以来発展してきました。近年では、高速交通網の整備が進む中、住民の生活圏で一体性・連続性を有し、広域行政でも消防やごみ・し尿処理などで協力し合っています。

新市の概要、沿革は以下のとおりです。

新市は、南北に約35km、東西に約30kmの四角形に近い形となっており、名寄盆地の中央に位置し、JR宗谷線や国道・道道・市道が市街地や集落地を結んでいます。明治32年の開拓以来、交通の要衝として商業、医療、教育など広い生活圏を形成してきました。

農業は、天塩川・名寄川・風連別川・タヨロマ川などの河川が形成した肥沃な土地と豊富な水利を利用し、基幹産業として発展してきました。近年特に、生産基盤や農業振興施設の整備が進み、良質で安全な農畜産物が生産されています。

一方、第3次産業比率が70%程度あって、都市型の就業構造へと進んでいるなか、地方・地域センター病院の市立総合病院を中心とした医療体制が充実され、福祉・保健施設等が整備されています。また、自衛隊駐屯地があり、短期大学の4大化をはじめ医療・福祉・教育などの更なる充実を目指し、人や自然・環境にやさしく、生活と生産の調和したまちづくりが展開されています。

## 2 人口・世帯の状況

### (1) 人口の推移

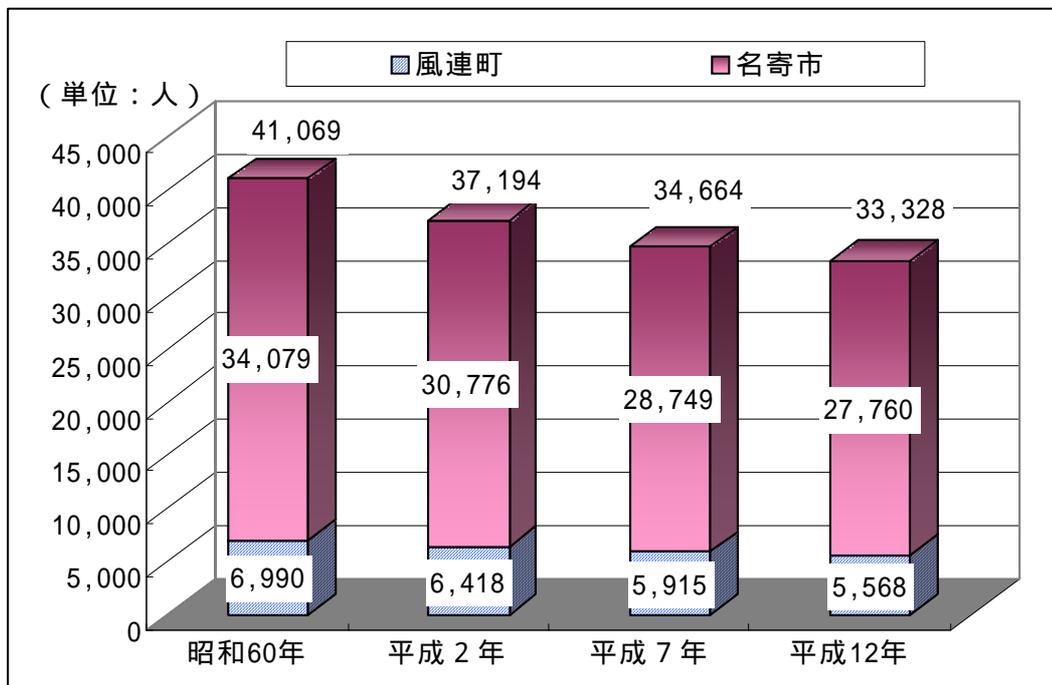
#### 総人口

昭和60年から平成12年までの人口推移を4回の国勢調査で見ると、平成12年の総人口は33,328人で、昭和60年の41,069人から減少傾向にあります。

#### 総人口の推移

(単位：人、%)

市町名	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60~H2	H2~H7	H7~H12
風連町		6,990	6,418	5,915	5,568	1.69	1.62	1.20
名寄市		34,079	30,776	28,749	27,760	2.02	1.35	0.70
新市(合計)		41,069	37,194	34,664	33,328	1.96	1.40	0.78



(資料：国勢調査)

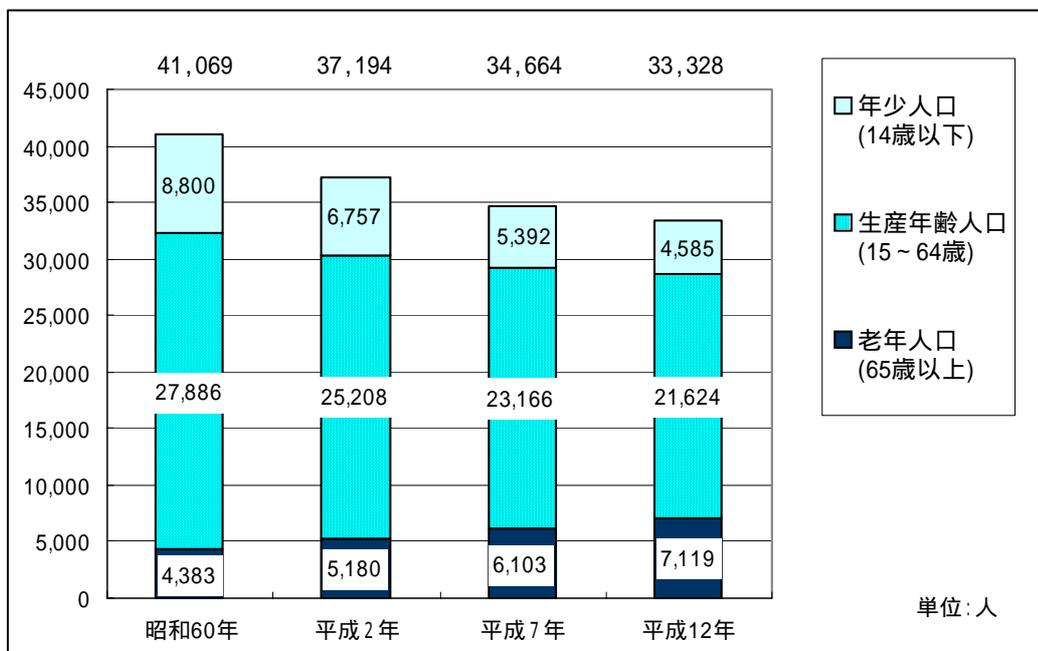
### 3 階層別人口

年齢階層別（3階層別）人口の推移を昭和60年から平成12年までの4回の国勢調査でみると、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は毎回減少傾向で推移しています。一方、老年人口（65歳以上）は昭和60年から毎回増加傾向にあります。このことから、少子高齢化が着実に進行していることがわかります。

3階層別人口の推移（新市）

（単位：人、％）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60～H2	H2～H7	H7～H12
総人口		41,069	37,194	34,664	33,328	1.96	1.40	0.78
年少人口 (14歳以下)		8,800 (21.4%)	6,757 (18.2%)	5,392 (15.6%)	4,585 (13.8%)	5.15	4.41	3.19
生産年齢人口 (15～64歳)		27,886 (67.9%)	25,208 (67.8%)	23,166 (66.8%)	21,624 (64.9%)	2.00	1.68	1.37
老年人口 (65歳以上)		4,383 (10.7%)	5,180 (13.9%)	6,103 (17.6%)	7,119 (21.4%)	3.40	3.33	3.13



（資料：国勢調査）

注1）小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%を前後することがある

注2）総人口には、平成2年に49人、平成7年に3人の年齢不詳を含む

( 2 ) 世帯数・一世帯当人数の推移

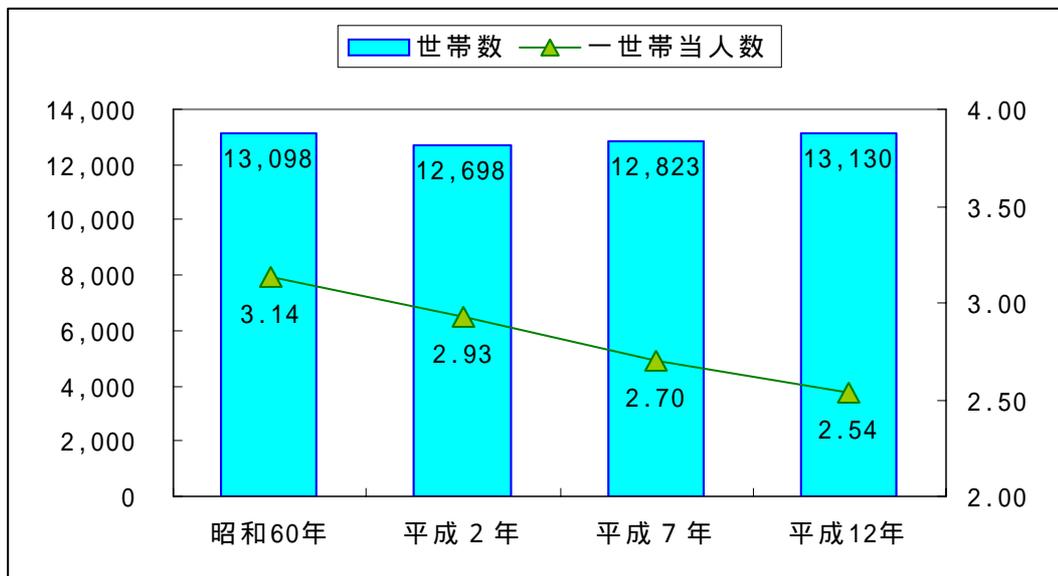
世帯数の推移をみると、昭和 60 年の 13,098 世帯から平成 2 年に一時減少しましたが、それ以降増加傾向に転じ、平成 12 年は 13,130 世帯で昭和 60 年の水準をやや上回っています。

一世帯当人数は減少傾向が続いており、核家族化や家族形態の多様化が影響していることが伺えます。

世帯数・一世帯当人数の推移

( 単位 : 世帯、人 )

市町名・項目		年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
風連町	世 帯 数		1,934	1,901	1,881	1,911
	一世帯当人数		3.61	3.38	3.14	2.91
名寄市	世 帯 数		11,164	10,797	10,942	11,219
	一世帯当人数		3.05	2.85	2.63	2.47
新市 ( 合計 )	世 帯 数		13,098	12,698	12,823	13,130
	一世帯当人数		3.14	2.93	2.70	2.54



( 資料 : 国勢調査 )

### 3 道路・交通の状況

交通網について広域的にみると、札幌市までは、鉄道（特急）を利用して2時間15分、高速道路を利用して約2時間30分で、旭川市までは鉄道（特急）で約50分、自動車です約1時間の距離にあります。また、一般国道40号名寄バイパスのうち、名寄北ICから智恵文IC間の7kmについて平成15年3月から供用開始し、引き続き平成15年10月には道央自動車道の和寒から土別剣淵ICまでが開通し、高速道路網が整備されつつあります。高速道路については、北・北海道における経済活動等の活性化に寄与することが期待されていることから、早期完成が望まれています。

道路網は、南北に縦走する国道40号と、東部から市街地までを結ぶ国道239号を中心に、道道、市町道等により構成されています。道路については、冬季道路の除排雪の充実とともに、先を見据えた高速道路網へのアクセス向上を図る整備、改良舗装が課題となっています。また、交通安全の啓発活動も並行して進めていく必要があります。

鉄道網は、市を南北に縦貫するJR宗谷本線が通っており（市内に4駅 - 4乗降所）、通勤通学者等の足として重要な役割を果たしています。利便性が改善されるよう要望活動を進めていく必要があります。

バス路線は、旭川 - 土別 - 名寄の都市間を結ぶ道北バス、名寄 - 興部 - 紋別を結ぶ名士バス、名寄 - 幌加内・深川を結ぶJRバスが運行されており、生活に欠かせない住民の足となっています。バスの運行しやすい道路、バスターミナルの整備など、効率的な運行が望まれています。

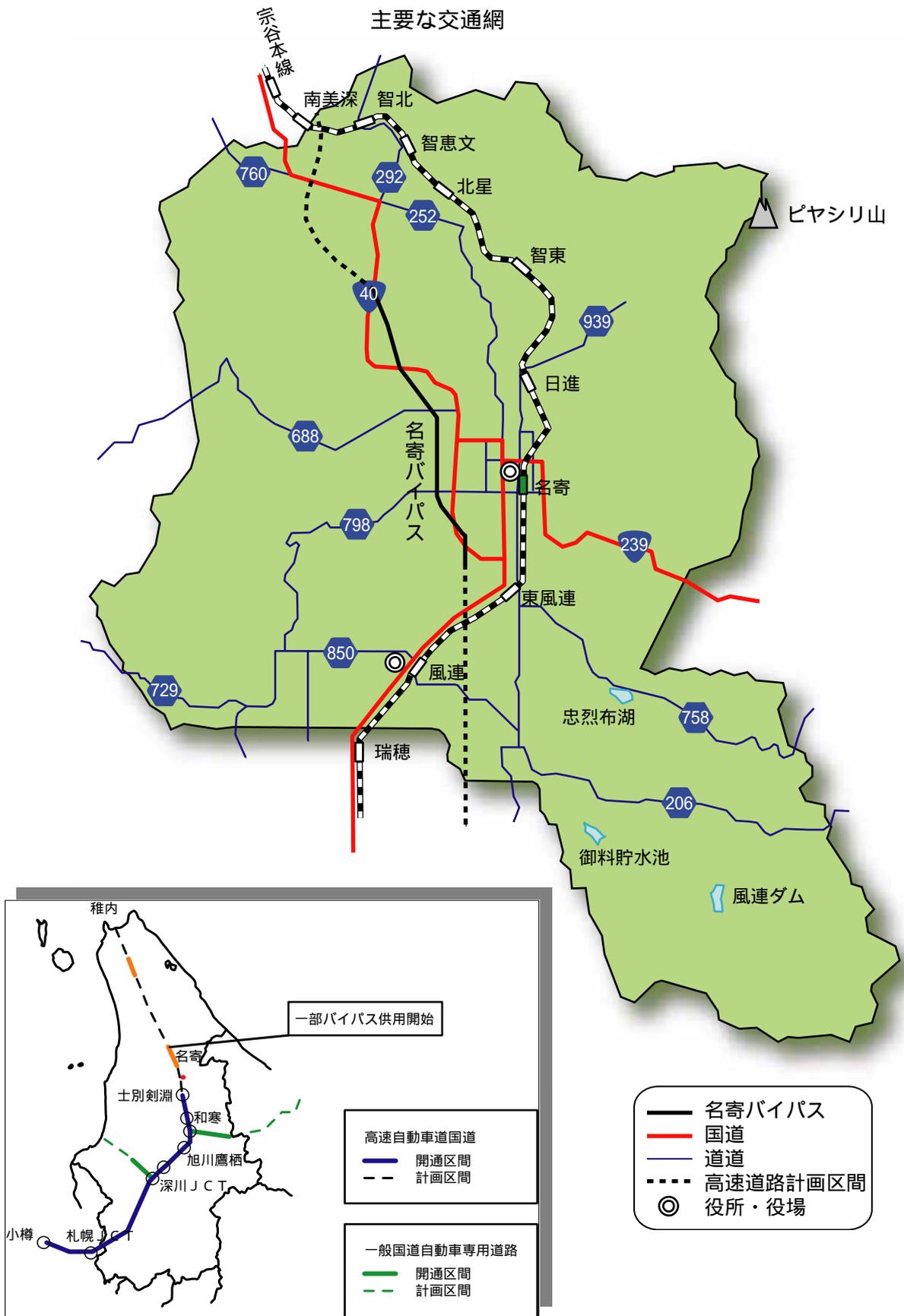
#### 道路の状況

（単位：m、％）

市町名・区分		項目	路線数	実延長	改良率	舗装率
風連町	国道		1	7,200	100.0	100.0
	道道		9	59,500	93.4	88.8
	町道		219	293,097	58.1	52.2
名寄市	国道		2	43,500	100.0	100.0
	道道		6	53,500	100.0	99.1
	市道		507	446,633	51.4	41.5
新市	国道		2	50,700	100.0	100.0
	道道		13	113,000	96.5	93.7
	市道		726	739,730	54.1	45.7

注)平成16年4月1日現在

(資料：各市町)



## 第 章 新市の将来の姿

---

- 1 新市のまちづくりの基本方向
- 2 新市の将来像
- 3 将来像実現のための基本施策
- 4 重点プロジェクト
- 5 主要指標の見通し
- 6 土地利用の方向

## 1 新市のまちづくりの基本方向

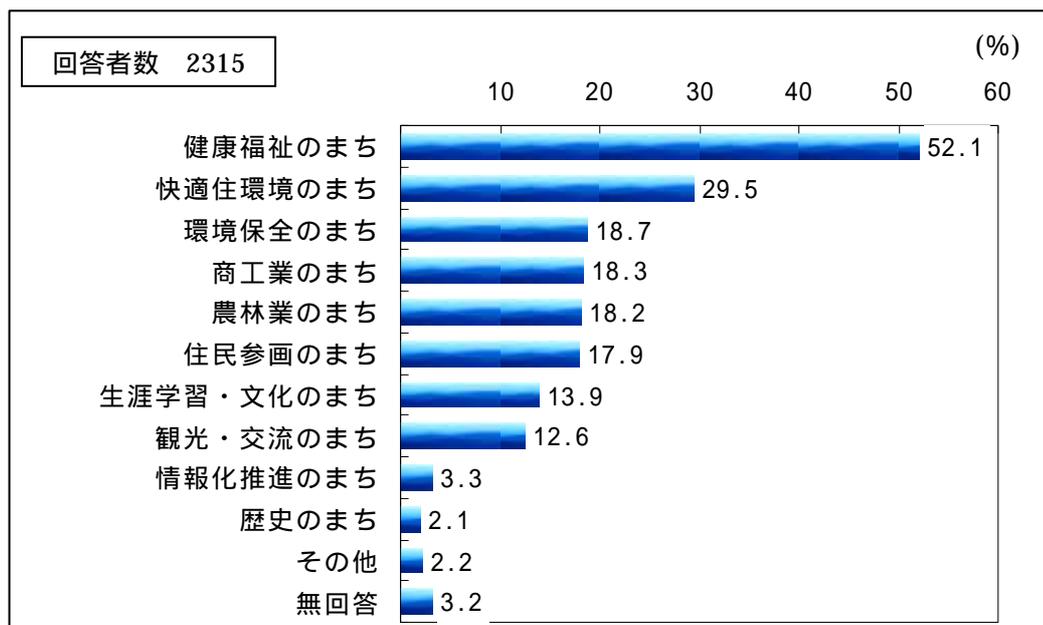
新市の将来像を設定するためには、まず、新市として目指すべきまちづくりの基本方向を定める必要があります。このため、将来構想における検討結果等も踏まえて、新市としてのまちづくりの基本方向を設定します。

### (1) 住民ニーズの把握

#### 将来のまちのイメージ

「市町村合併に関するアンケート調査」で、「風連町・名寄市が合併するとしたら、どのようなまちになればよいと思いますか。」と聞いていますが、その結果は、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康福祉のまち」(52.1%)が他を大きく引き離して第1位に挙げられ、次いで「快適で安全な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」(29.5%)がほぼ3割で続きます。その他では「自然や環境の保護・保全を優先する環境保全のまち」(18.7%)、「企業誘致や地場産業の振興による商工業のまち」(18.3%)、「農林業を中心として発展する農林業のまち」(18.2%)、「住民が自発的にまちづくりを行う住民参画のまち」(17.9%)等が2割弱で続く結果となっています。

将来のまちのイメージ

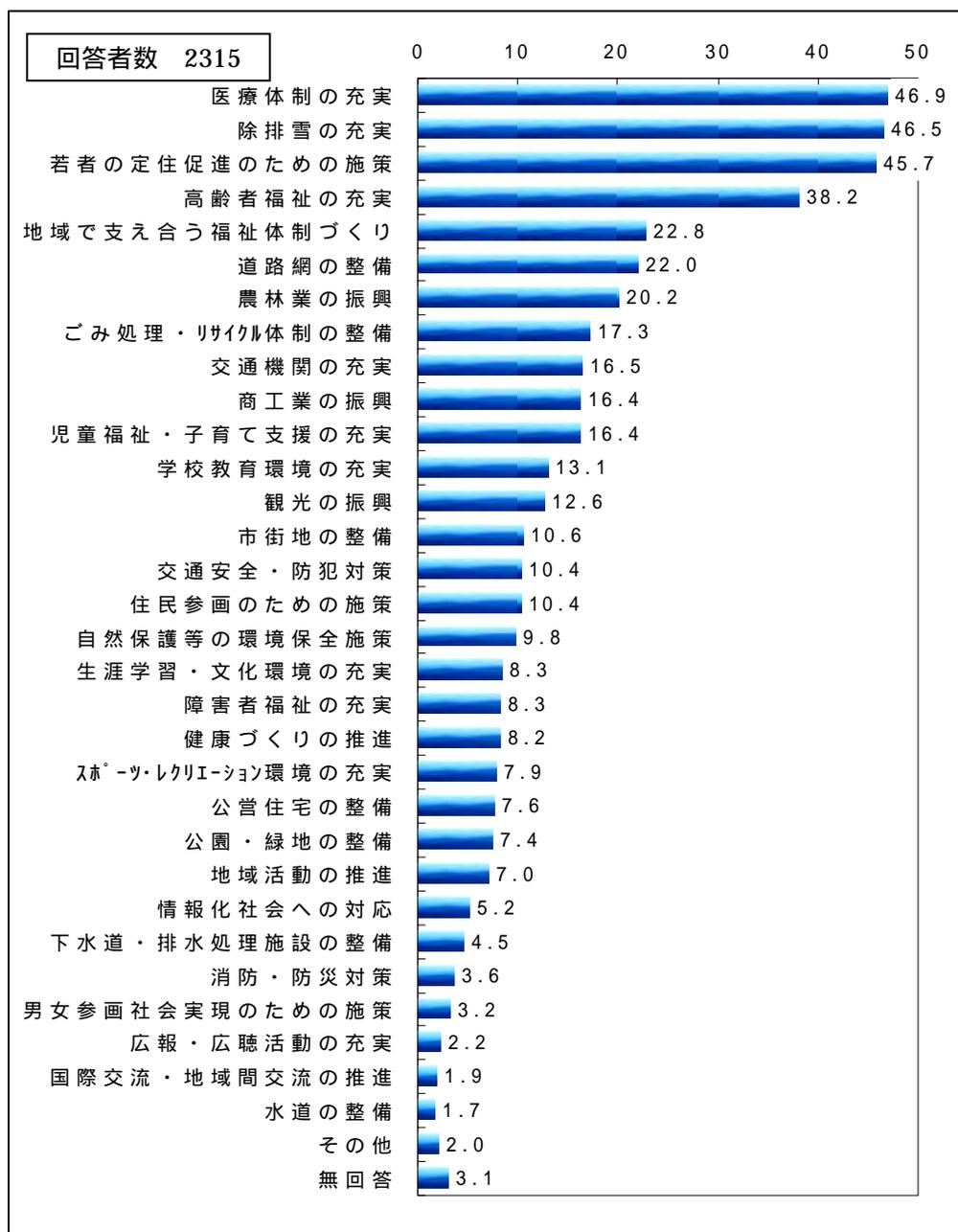


### 重点的に取り組むべき施策

新市が重点的に取り組むべき施策について、「市町村合併に関するアンケート調査」でたずねたところ、「医療体制の充実」(46.9%)、「除排雪の充実」(46.5%)、「若者の定住促進のための施策」(45.7%)が僅差で上位を占め、次いで「高齢者福祉の充実」(38.2%)が続き、これらが主な施策要望となっています。その他では「地域で支え合う福祉体制づくり」(22.8%)、「道路網の整備」(22.0%)、「農林業の振興」(20.2%)などの順となっています。

### 重点的に取り組むべき施策

(単位：%)



## (2) 新市のまちづくりの基本方向

新市として目指すべきまちづくりの基本方向を次のとおり定めます。

### 基本方向 1

住民が主役の  
『参画と協働でつくるまちづくり』

住民主権、地域主権の理念のもと、住民と行政が協働する地域自治組織を創設し、自立するまちを目指します。

### 基本方向 2

やさしさと助け合いで  
『幸せを実感できるまちづくり』

人と人が支え合い、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが生涯輝いていられるまちを目指します。

### 基本方向 3

美しい自然とともに  
『環境にやさしくいごこちの良いまちづくり』

豊かな緑を大切に、自然と調和した快適な生活環境を確保し、未来へとつなぐまちを目指します。

### 基本方向 4

魅力ある産業が展開し  
『活気と豊かさがみなぎるまちづくり』

地域の特性を活かしながら産業間連携を進め、自立的に発展する活力あるまちを目指します。

### 基本方向 5

個性にあふれ  
『学び合い地域文化が花開くまちづくり』

生涯学習活動や文化活動を充実させ、大学を活かした個性あふれるまちを目指します。

## 2 新市の将来像

新市として目指すべきまちづくりの基本方向を踏まえて新市の将来像を次のとおり設定します。

新市の将来像

**自然の恵みが人と地域を育み**

**市民みんなで創る 心豊かな北の都<sup>まち</sup>**

・・・風を連ねて 名を寄せる北の都<sup>まち</sup>・・・

天塩川の恵みや、美しい四季の自然と気候風土から培われた農業を基幹として発展してきた双方の歴史・伝統は、先人が残してくれた大切な財産です。

このことに畏敬の念を抱き、私たちは、未来に誇れる郷土をつくるために、人と人との結びつきを大切に、市民一人ひとりが創造力を発揮して、地域の特性を活かしていきます。

風連町と名寄市は、合併を機に、地域が持つ「本物の豊かさ」を追求し、新しいまちづくりを進め、北・北海道の中核都市を目指すとともに近隣市町村とより密接な連携に努めます。

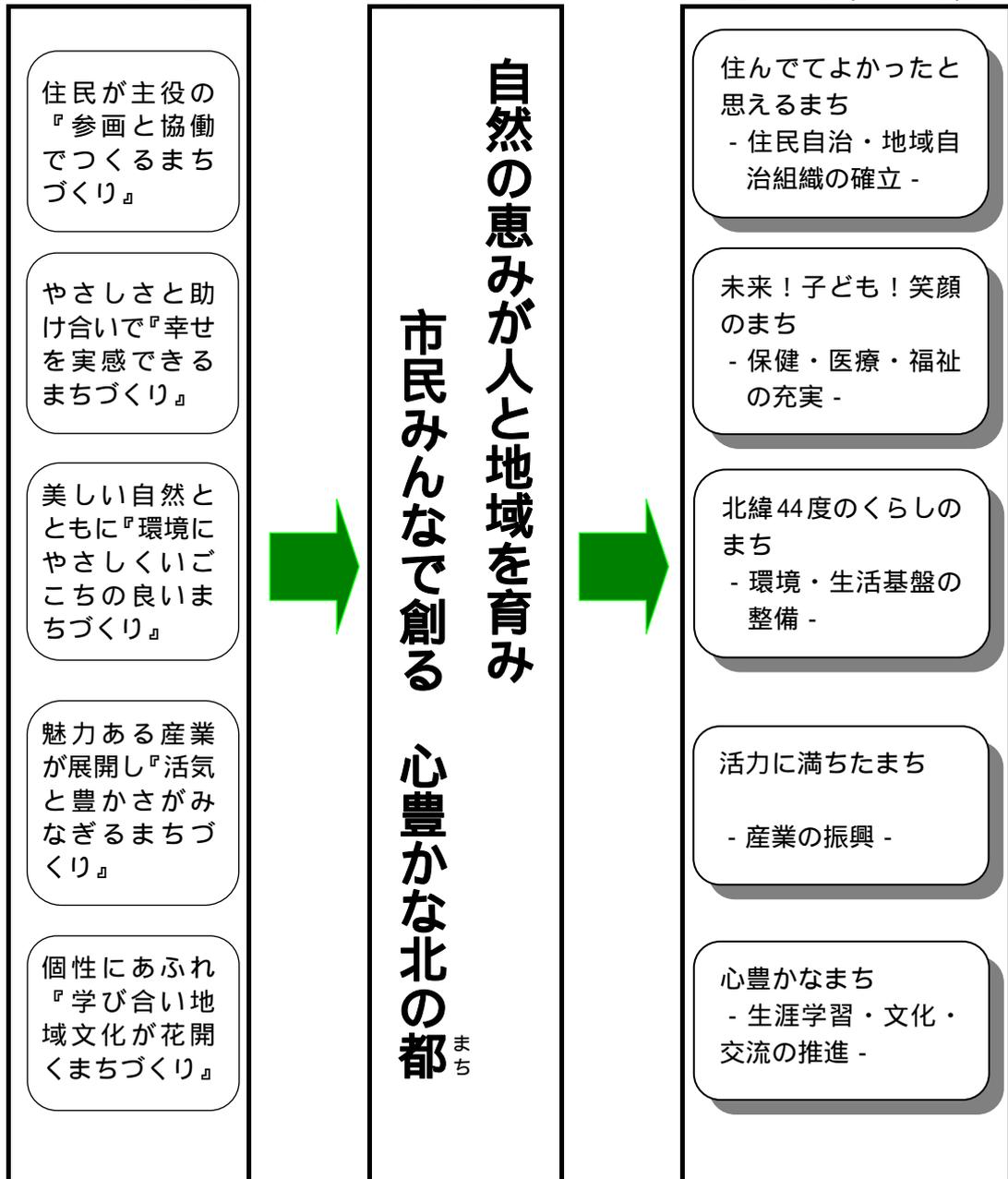
### 3 将来像実現のための基本施策

新市の将来像「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北の都」の実現を図るため、次のとおり5つの基本施策を定めます。

〔新市のまちづくりの基本方向〕

〔新市の将来像〕

〔施策の体系（5つの柱）〕



基本施策の5つの柱は、「まちづくり懇話会」のワークショップ「みんなで考える新しいまちの将来像」のキャッチフレーズをあてはめています。

**(1) 住んでよかったと思えるまち - 住民自治・地域自治組織の確立 -**

住民と行政が連携しともに創るまちを目指して、コミュニティ活動の推進、人権尊重、男女共同参画の推進に努め、各種計画立案などへの住民参画を拡大します。

また、行政評価、行政組織の見直し、行政情報化などに取り組み、厳しい財政事情や地方分権に対応した効果的・効率的な行政運営を進めます。

特に、合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み・制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用することを基本的な考え方とした2市町間の確認事項を踏まえ、法改正により、設置が可能となった地域自治組織（特例区・自治区）を導入し、新しい自治の姿を追求していきます。

自治基本条例（仮称）については、合併後早期に制定します。

**主要な施策**

- コミュニティ活動の推進
- 人権尊重・男女共同参画社会の形成
- 住民と行政との連携強化
- 自立する住民自治・地域自治組織の確立

**(2) 未来！子ども！笑顔のまち - 保健・医療・福祉の充実 -**

住民の健康づくりを促進するとともに、どこにいても適切な医療を受けられるように、地域医療の充実を図ります。

また、子どもがのびのびと育ち、女性が仕事を続けながら安心して子どもを産み育てられるよう、保育サービスの充実やひとり親家庭への支援、遊び場の確保など、子育て環境の整備を図ります。

さらに、住民が互いに助け合う地域福祉社会づくりや、福祉・介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

**主要な施策**

- 保健・医療サービスの推進
- 子育て支援の推進
- 地域福祉の推進
- 高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実
- 社会保障の充実

### ( 3 ) 北緯 44 度のくらしのまち - 環境・生活基盤の整備 -

多彩な自然環境の保全を図るとともに、景観の整備や若者の定住を促進する住宅の整備、ごみの排出抑制・再利用や処理体制の整備など生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災対策など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、市街地の計画的整備や道路・交通ネットワークの整備、情報ネットワークの整備に努めます。

#### 主要な施策

環境との共生  
 環境衛生の推進  
 ごみの資源化・減量化の推進  
 住宅の整備  
 消防・救急・防災対策の充実  
 市街地の整備  
 公園・緑地の整備  
 上・下水道の整備  
 道路・交通ネットワークの整備  
 情報ネットワークの整備  
 総合的な雪対策の推進

### ( 4 ) 活力に満ちたまち - 産業の振興 -

収益性の高い農業生産や農産物の加工・ブランド化などを推進します。また、林業の育成や森林の活用に努めます。

さらに、農林業と工業とが融合した産業の振興を図り、自然体験型観光、農業体験等メニューの充実、地場産業の支援と振興、雇用の安定などに努めます。

#### 主要な施策

農林業の振興  
 商業・サービス業の振興  
 工業・地場産業の振興  
 観光・レクリエーションの振興  
 雇用の確保と安定

## ( 5 ) 心豊かなまち - 生涯学習・文化・交流の推進 -

子どもたちの学ぶ意欲を育み、将来を担う人材の育成を図るとともに、大学を中心として生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができる生涯学習環境の整備に努めます。

また、年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進、地域文化の継承と創造、世界や全国の地域との交流などを積極的に進めます。

### 主要な施策

学校教育（幼・小・中）の充実  
大学教育の充実  
心の教育・家庭教育の推進  
食育の推進  
生涯学習社会の形成  
親と子のふれあう学習機会の充実  
生涯スポーツの振興  
青少年の健全育成  
地域文化の継承と創造  
交流活動の推進

## 4 重点プロジェクト

主要な施策の総合的な推進とともに、次の各事業を包括するプロジェクトを横断的・重点的に推進し、個性あふれるまちづくりに戦略的に取り組みます。

### (1) 利雪・親雪プロジェクト

雪を克服、利用、楽しめるような地域づくりを進めます。

#### 主な事業

- ・ 除排雪の充実
- ・ 除雪サービス、支援事業の推進
- ・ 暮らしやすい冬の創造
- ・ 雪エネルギー（資源）の研究と活用
- ・ 除雪ボランティアの育成

### (2) 若者定住・子育て支援プロジェクト

若者が定住でき、安心して子育てができる支援システムの確立に努めます。

#### 主な事業

- ・ 公営住宅の建設
- ・ 子育て支援センターの整備
- ・ 保育体制の充実
- ・ 学童保育所・児童館の整備
- ・ 公園の整備
- ・ 雇用の場の確保

### (3) 産地化日本一プロジェクト

日本一の産地として、地域農業の発展に努めます。

#### 主な事業

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ クリーン農業の推進
- ・ 安全な農畜産物の提供
- ・ 特産物（もち米・アスパラ・カボチャなど）のブランド化推進
- ・ 農業経営の安定化推進
- ・ 担い手の育成
- ・ 試験・研究・研修の体制整備

## (4) 地域産業育成プロジェクト

地域特性を活かした産業の育成に努めます。

### 主な事業

- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 企業立地の推進
- ・ 起業化の促進（農畜産物の加工等）
- ・ 既存企業の育成強化

## (5) 通年型・体験交流型観光プロジェクト

豊かな自然と地域の資源を活用し、通年型・滞在型・体験交流型観光を進めます。

### 主な事業

- ・ スキー等を中心とした合宿の里（拠点）づくりの推進
- ・ 道の駅の整備
- ・ 四季を通じた地域特性イベントの実施
- ・ グリーンツーリズムなど農業体験の場の確保

## (6) 教育・文化・交流プロジェクト

学びと交流を通じて文化が花開くまちづくりを進めます。

### 主な事業

- ・ 教育環境の整備（学校施設・給食センター）
- ・ 交流の推進
- ・ 文化活動拠点施設整備
- ・ 大学を活かしたまちづくりの推進
- ・ 地域情報網の整備
- ・ 生涯学習プログラムの整備
- ・ スポーツ施設の整備
- ・ 産業教育の推進
- ・ 天体観測を活かしたまちづくり

## (7) 生活安心プロジェクト

市民が安心して暮らすことができる仕組みづくりに努めます。

### 主な事業

- ・ 地域交通網の整備
- ・ 道路の整備
- ・ ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進
- ・ NPO、ボランティアなどの組織の育成
- ・ 市立総合病院の充実、保健・医療のネットワーク確立
- ・ 福祉施設の整備
- ・ 市民によるサポートシステムの確立
- ・ 就労支援の拡充

## 5 主要指標の見通し

### (1) 人口・世帯

新市の人口を平成7年と平成12年の2回の国勢調査人口に基づき、コーホートセンサス変化率法により概ね10年間の推計を行っています。その結果(平成18年から平成27年の推計)は以下の表のとおりとなり、これまでの傾向をそのまま維持すれば、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向で推移し、平成27年ではそれぞれ3,820人(13.4%)、16,310人(57.0%)となります。老年人口は増加傾向で推移し、平成27年では8,460人(29.6%)と、少子高齢化が進行することが予測されます。また総人口は平成27年で28,590人と減少傾向で推移するものと見込まれます。

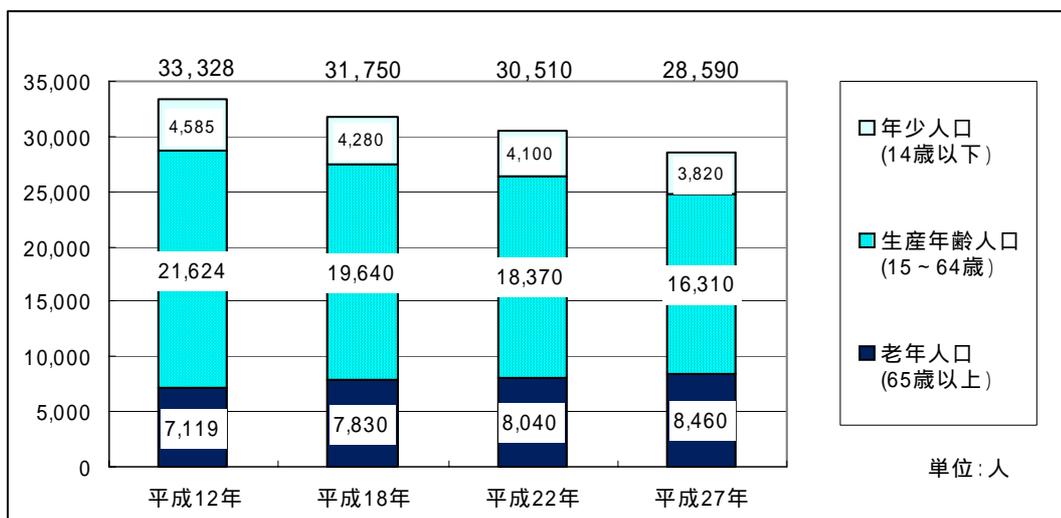
世帯数は増加傾向、一世帯当人数は減少傾向で推移するものと見込まれます。

この見通しは過去のすう勢による推計であり、合併によってさらに地域の活性化を図り、人口の減少を抑制していく必要があります。

将来人口の推計結果

(単位:人、%)

項目	年	平成12年	平成18年	平成22年	平成27年	年平均伸び率		
						H12-H18	H18-H22	H22-H27
総人口		33,328	31,750	30,510	28,590	1.46	2.59	1.29
年少人口 (14歳以下)		4,585 (13.8%)	4,280 (13.5%)	4,100 (13.4%)	3,820 (13.4%)	1.85	2.80	1.40
生産年齢人口 (15~64歳)		21,624 (64.9%)	19,640 (61.9%)	18,370 (60.2%)	16,310 (57.0%)	2.68	4.54	2.35
老年人口 (65歳以上)		7,119 (21.4%)	7,830 (24.7%)	8,040 (26.4%)	8,460 (29.6%)	2.05	1.95	1.02
世帯数		13,130	13,670	13,900	13,990	0.95	0.58	0.13
一世帯当人数		2.54	2.32	2.19	2.04	-	-	-



(資料:国勢調査)

(2) 就業構造

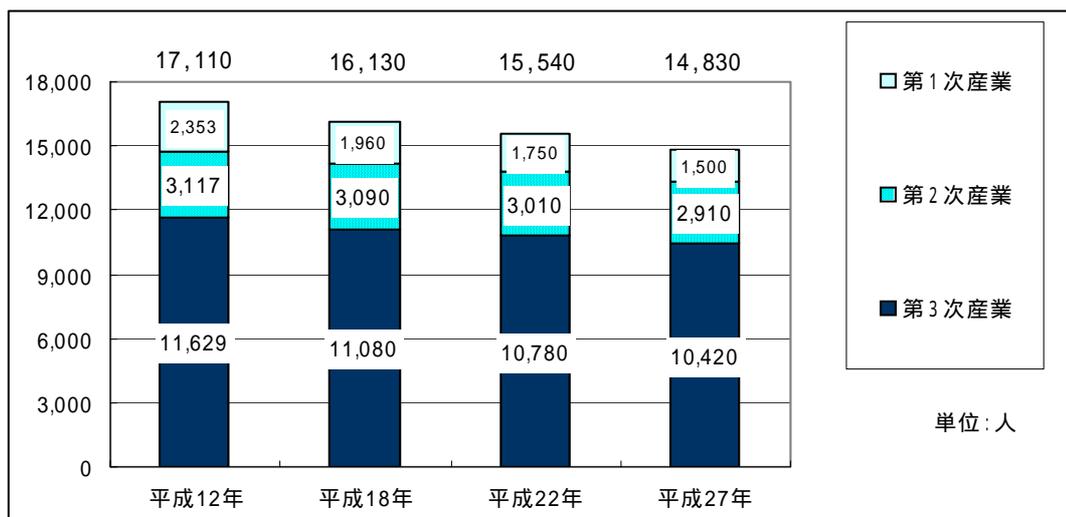
新市の就業人口を、昭和 60 年から平成 12 年までの 4 回の国勢調査結果に基づき、トレンド法により推計した結果、就業人口総数は平成 12 年の 17,110 人から、平成 27 年には 14,830 人へと減少傾向で推移するものと見込まれます。

また、産業大分類の就業人口の推計値は下表のとおりであり、第 1 次産業就業者数は平成 12 年の 2,353 人 (13.8%) から平成 27 年には 1,500 人 (10.1%) に、第 2 次産業就業者数は平成 12 年の 3,117 人 (18.2%) から平成 27 年には 2,910 人 (19.6%) に、第 3 次産業就業者数は平成 12 年の 11,629 人 (68.0%) から平成 27 年には 10,420 人 (70.3%) へと推移するものと見込まれます。

将来人口の推計結果

(単位：人、%)

項目	年	平成 12 年	平成 18 年	平成 22 年	平成 27 年	年平均伸び率		
						H12-H18	H18-H22	H22-H27
総人口		33,328	31,750	30,510	28,590	1.46	2.59	1.29
就業人口総数		17,110	16,130	15,540	14,830	1.59	2.08	0.93
第 1 次産業		2,353 (13.8%)	1,960 (12.2%)	1,750 (11.3%)	1,500 (10.1%)	4.81	6.47	3.04
第 2 次産業		3,117 (18.2%)	3,090 (19.2%)	3,010 (19.4%)	2,910 (19.6%)	0.58	1.49	0.67
第 3 次産業		11,629 (68.0%)	11,080 (68.7%)	10,780 (69.4%)	10,420 (70.3%)	1.26	1.52	0.68
就業率		51.3%	50.8%	50.9%	51.9%	-	-	-



注) 平成 12 年の就業者総数には、11 人の分類不能を含む。

(資料：国勢調査)

## 6 土地利用の方向

土地利用の基本的な方向性と考え方を示します。具体的かつ詳細なゾーニングや整備計画については、住民参画のもと総合的に検討を重ねた上で、新市としての土地利用構想・計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等を策定し、明確化していくこととします。

### 〔全体〕

北・北海道の拠点として位置づけ、活力のみなぎる都市づくりを行います。

### 〔広域拠点〕

官公署等が集中し、交通の要衝となっている名寄の中心部については、上川北部地域の広域的な拠点と位置づけ、商工業を中心として、活気と魅力ある都市基盤づくりに努めます。

### 〔地区拠点〕

風連町・名寄市の市街地については、商店街の整備やコミュニティの核となる施設の整備を図って、快適な生活を送ることができる地域拠点の形成に努めます。

### 〔ネットワークの形成〕

各地域が個性を発揮しつつ、連携を強め、全体として一体感のあるまちづくりを展開できるよう、交通や情報通信の基盤整備など地域の結びつきを深めるネットワークの構築に努めます。

### 〔地域整備の考え方〕

新市を大きく4つに分け、それぞれの個性を発揮できる地域づくりに努めます。

#### 市街地ゾーン

商業をはじめ、工業、流通などの産業機能や都市的サービスを提供する施設などを整備し、都市の魅力を発揮する市街地形成に努めます。

#### 田園・定住ゾーン

農地と集落がまとまった地域については、大地の恵みを活かした農業を振興しながら、特徴ある農村景観の形成を図りつつ、豊かな自然と調和する快適な生活環境の整備に努めます。

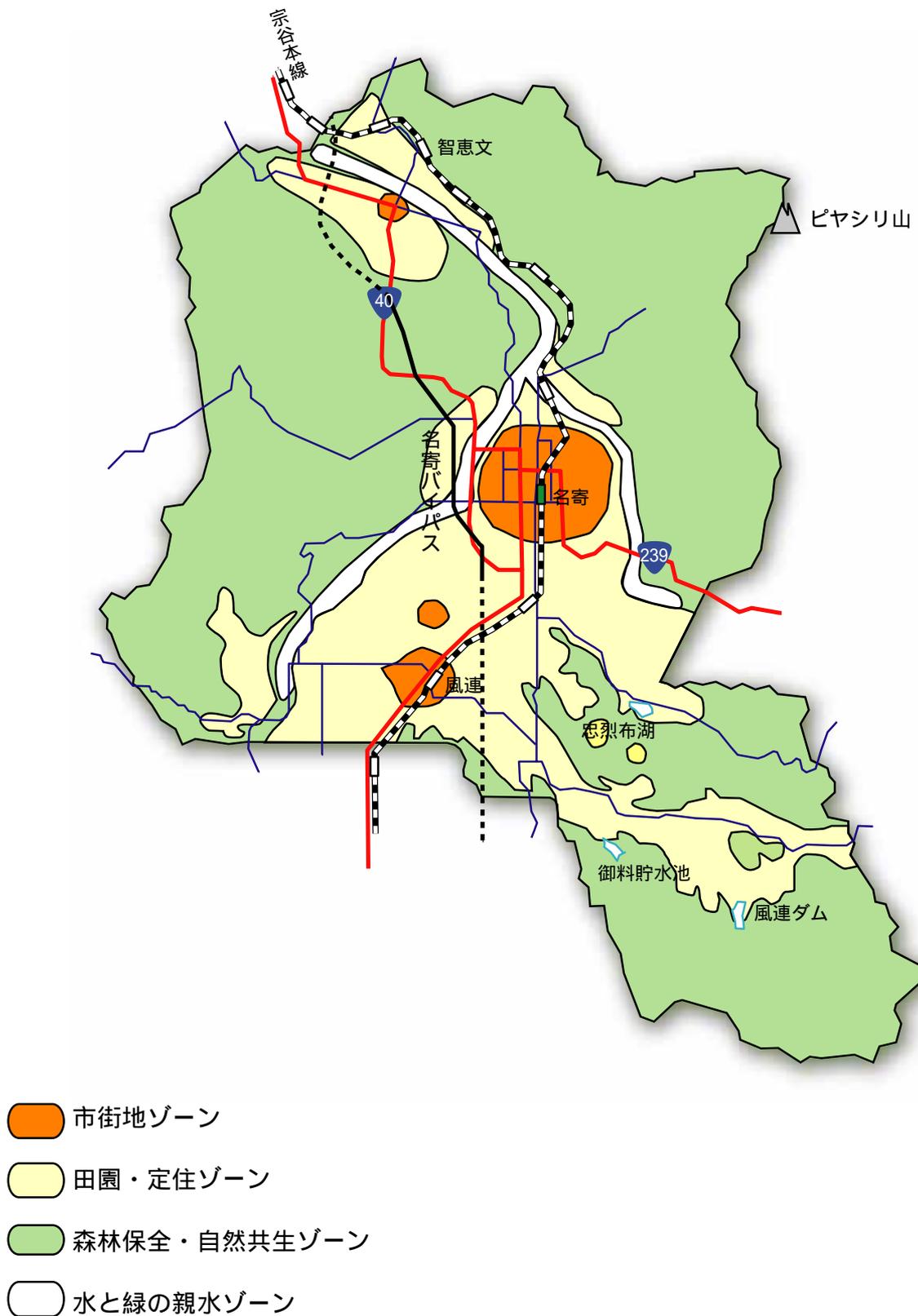
#### 森林保全・自然共生ゾーン

豊かな森林の保全や貴重な動植物の生態系を守りつつ、人々の憩いや健康づくり、癒しの場として活用を図ります。

#### 水と緑の親水ゾーン

天塩川や名寄川、風連別川の河川沿いには、親水公園や遊歩道の整備を図るなど、水と緑の親水ゾーンとして活用に努めます。

土地利用の方向（模式図）



## 第 章 新市の施策

---

- 1 住んでてよかったと思えるまち  
住民自治・地域自治組織の確立
- 2 未来！子ども！笑顔のまち！  
保健・医療・福祉の充実
- 3 北緯44度のくらしのまち  
環境・生活基盤の整備
- 4 活力に満ちたまち  
産業の振興
- 5 心豊かなまち  
生涯学習・文化・交流の推進

## 1 住んでよかったと思えるまち－住民自治・地域自治組織の確立－

### (1) 自立する住民自治・地域自治組織の確立

新たな時代の魅力あふれる自立した自治体の確立に向け、行政内においては、市民にわかりやすい行政運営を基本に、民間経営手法導入の視点、住民満足度向上の視点に立って、行政組織の改革や職員の活性化、事務処理の効率化、電子自治体の構築、行政評価制度の導入など、新市としてのさらなる行財政改革を計画的に進めるとともに、市民サービスの向上に努めます。また、合併後の長期的な財政状況を見通し、あらゆる分野における経費の節減や自主財源の確保に努めるほか、財政の分析・評価により、財源の重点的・効率的な配分に努め、計画的、効率的な財政運営を推進します。

さらに、地域自治組織の導入により、分権型の合併を推進し、地域主権の確立を目指し、自治基本条例（仮称）を制定して、地域の運営が自立的に営まれる新しい自治の姿を追求していきます。

### (2) コミュニティ活動の推進

これまで培われてきた地域活動の継承と発展を図り、地域連帯意識・自治意識の高揚による魅力ある地域づくりの一層の展開を目指します。また、活動拠点の整備や地域住民による管理・運営の促進、地域づくりを支える人材の発掘やリーダーの育成、地域の伝統・文化を保存・継承する特色ある活動や個性あるコミュニティづくり等に対する支援体制の整備を進めます。

### (3) 人権尊重・男女共同参画社会の形成

あらゆる人権問題に対する市民一人ひとりの理解を一層深め、誰もがかけがえない人間として尊重され、ともに生き、助け合う社会を築いていくため、様々な場や機会を通じて人権教育や啓発活動を積極的に推進します。

また、男女がその能力と個性を十分に発揮しながら、社会のすべての分野に参画できるよう、男女ともに意識改革を進めていくとともに、政策・方針決定の場への共同参画をはじめ、男女があらゆる分野に共同参画できる環境・条件整備を図り、男女共同参画社会の形成に努めます。

## (4) 住民と行政との連携強化

市民と行政のパートナーシップを確立し、地方分権時代を支える協働のまちづくりが進められるよう、新市としてのホームページや広報紙の作成・活用をはじめ、情報化関連施策との連動等により広報・広聴機能の整備を図るとともに、新市としての情報公開の推進、個人情報の保護、まちづくりに関する学習機会の提供等に努めます。

また、市民、団体、企業等と行政が連携した新市のまちづくり活動の展開をはじめ、各種計画づくりや点検・評価、公共施設の管理・運営等への市民及び事業者の参画促進をはじめ、まちづくり団体やグループ、NPOの活動の育成・支援等に努めます。

### 主要な施策

自治基本条例（仮称）の制定
---------------

### 主要な事業

施策の項目	主要な事業
(1) 自立する住民自治・地域自治組織の確立	行財政改革実施計画の策定 行政評価制度の導入 自主財源の確保 職員の適正配置と計画的な定員管理 職員の能力向上
(2) コミュニティ活動の推進	コミュニティ組織の確立 コミュニティプラザの整備 コミュニティ施設の整備
(3) 人権尊重・男女共同参画社会の形成	人権教育・啓発活動の推進 男女共同参画計画の策定 (ドメスティックバイオレンス被害者のサポートシステム確立等)
(4) 住民と行政の連携強化	市民によるサポートシステム確立 情報公開の推進 個人情報の保護 広報広聴事業 電算システムの統合・整備 情報化計画の策定

## 2 未来！子ども！笑顔のまちー保健・医療・福祉の充実

### (1) 保健・医療サービスの推進

市民が生涯を通じて心身ともに健康で安心して生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉が連携した総合的な体制整備のもと、市民の健康に対する意識と正しい理解を深め、地域ぐるみの健康づくり運動を促進するとともに、子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現に向けた母子保健事業や、介護予防・生活習慣病予防を柱とした成人・老人保健事業など、ライフステージに応じた保健事業の充実を総合的に進めます。

また、新市医療の核となる市立総合病院の整備・充実と機能強化に努めるほか、保健・福祉と連携した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

さらに、地域医療機関との機能分担・連携を進めながら、地域医療完結のため救急救命・高度専門・先進医療の充実に努めます。

### (2) 子育て支援の推進

少子化や核家族化など社会環境、家庭環境が大きく変化する中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つよう、関係部門・関係機関が一体となって、子育て支援センターの整備、保育所の整備・充実等により多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。

また、子育て支援を若者の定住策の主要な柱と位置づけ、子育て支援センターや保育所等において子育てに関わる相談・学習・交流機能の充実を図ることをはじめ、身近で安全な遊び場の確保、母子保健サービスの充実、児童虐待の防止、さらには職場における子育て環境づくりや育児に配慮した住環境等の整備など、安心して子どもを産み、子育てができる環境・条件の整備を進めるとともに、幼保一元化の検討を進めます。

また、母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、関係機関との連携のもと、各種支援施策を推進します。

### (3) 地域福祉の推進

福祉ニーズが増大、多様化する中、すべての市民が住み慣れた地域で支え合い、暮らしていくことができる福祉社会を創造するため、啓発活動や福祉教育を積極的

に推進し、福祉の心の醸成に努めるとともに、福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体等の福祉活動の充実を促進します。

また、社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、地域ぐるみの助け合いを実践する小地域ネットワークの形成、NPO組織の育成・支援を進め、住民総参加による地域福祉体制づくりに努めるとともに、高齢者や障害者等が利用しやすい施設の整備など、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

#### ( 4 ) 高齢者福祉の充実

高齢化、核家族化が急速に進行する中、元気な高齢者が要介護の状態にならないようにするため、介護予防、生活支援、健康・生きがいづくりのための各種サービスの充実を進めていくとともに、要介護・要支援の高齢者に対し、民間事業者等と連携しながら、各種介護保険対象サービスの充実を進めます。

また、これらの各種サービス等の提供基盤を強化するため、高齢者福祉・介護関連施設の整備充実・確保に努めるとともに、介護保険制度を円滑に運営するための体制の充実、必要な人材の確保等に努めます。

#### ( 5 ) 障害者福祉の充実

障害者の増加及び高齢化、障害の重度化・重複化が進む中、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に立った社会づくりを展開します。そのため、障害者及び障害に関する広報啓発活動等の推進をはじめ、支援費制度による福祉サービスや保健・医療サービスの充実、障害者福祉関連施設の整備・確保、障害児保育・教育の充実、就労機会の拡充や社会参加の促進など、精神障害者や難病患者も含めた総合的な障害者施策の推進とバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。

#### ( 6 ) 社会保障の充実

低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関と連携しながら、相談・指導体制の充実及び生活保護制度等の適正な運用に努めます。

また、国民健康保険事業の健全な運営を目指し、市民の健康づくりを促進するとともに、医療費の抑制や適正化に努めます。

国民年金制度については、啓発活動の推進や相談体制の充実等を図り、制度に対する正しい理解と周知を進めていきます。

主要な事業

施策の項目	主要な事業
( 1 ) 保健・医療サービスの推進	地域保健センター整備 健康増進事業の充実 母子保健事業 基本健康診査事業 がん検診事業 機能回復訓練事業 市立総合病院施設・機器整備 名寄東病院及び風連診療所施設整備 保健・医療のネットワーク確立
( 2 ) 子育て支援の推進	子育て支援センター整備 子育て支援施策の拡充 保育所の整備 保育内容の充実 学童保育所の整備 児童館の整備 児童健全育成事業 幼保一元化の検討 次世代育成支援地域行動計画の策定
( 3 ) 地域福祉の推進	地域福祉計画の策定 N P O ・ ボランティア組織の育成 ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
( 4 ) 高齢者福祉の充実	高齢者介護サービス事業 ケアハウスの整備 高齢者自立促進事業 老人保健事業
( 5 ) 障害者福祉の充実	身体障害者福祉事業 知的障害者福祉事業 精神保健福祉事業

### 3 北緯44度のくらしのまち—環境・生活基盤の整備

#### (1) 環境との共生

地球規模での環境保全意識の高まりに対応し、自然環境・地球環境の保全を基本に、環境と共生する循環型の社会づくりに向けた取り組みを積極的に進めます。

このため、「ふうれん望湖台自然公園」や「なよろ健康の森」「サンピラーパーク」、「天塩川」に代表される多様で美しい自然環境の保全をはじめ、地球温暖化など環境問題への適切な対応、環境学習の推進や市民の主体的な環境保全活動の促進、さらにはローカルエネルギーの導入など、市民、事業者、行政が一体となった総合的な環境施策を推進します。

#### (2) 環境衛生の推進

花いっぱい運動の推進をはじめ快適で衛生的な環境づくりに向けて、住民主導の取り組みを進めます。

し尿処理については、処理体制の充実に努めるとともに、下水道への転換と浄化槽の設置促進・適正管理のための指導強化を図ります。

また、墓地及び火葬場については、市民ニーズに即し、環境整備を計画的に進めていきます。

#### (3) ごみの資源化・減量化の推進

ごみ処理については、現行の分別・減量化・資源化を推進し、さらに3R（リデュース/発生抑制、リユース/再使用、リサイクル/再生使用）運動を促進し総合的なごみ対策を進めます。また、産業廃棄物の適正処理の指導や不法投棄防止施策の推進に努めます。

#### (4) 住宅の整備

快適な北国のくらしにふさわしい住まいづくりと若者の定住促進に向け、土地利用関連計画に基づく適正な誘導等により、民間の宅地開発や住宅建設を促進し、良好な環境の住宅地の形成を進めます。

また、公営住宅については、若者の定住を促進する住まいづくりや高齢者・障害

者が安心して暮らせる住まいづくりの視点に立ち、老朽化住宅の建て替え及び新規住宅の建設を計画的に進めます。

## ( 5 ) 消防・救急・防災対策の充実

火災、雪害、風水害、地震などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めるため、消防団の活性化をはじめ、消防施設・設備の整備など常備消防・救急体制の一層の充実に努め、地域消防・救急体制の強化を図るとともに、新市としての総合的な防災体制の確立のもと、防災意識の高揚や自主防災組織の育成、緊急連絡体制の充実、避難・備蓄体制の整備、山地及び河川の保全をはじめ、広域連携防災体制の充実に努めます。

## ( 6 ) 市街地の整備

快適でにぎわいのある安全な市街地づくりに向け、新市の都市計画マスタープランに基づき、市民との協働のもとに既成市街地における土地の高度利用や新市街地の形成誘導等を図り、住環境の向上及び都市施設の整備、都市機能の集積を進めます。

## ( 7 ) 公園・緑地の整備

市民の身近な遊び、憩い、交流の場として、また、防災、観光・レクリエーションの拠点として、「ふうれん望湖台自然公園」や「なよろ健康の森」「サンピラーパーク」をはじめとする既存公園の整備充実・維持管理体制の強化に努めるとともに、森林や河川等の自然資源等を生かした特色ある公園・広場・緑地の整備、市街地等におけるポケットパークの整備を進めます。

## ( 8 ) 上・下水道の整備

安全で良質な水を将来にわたって安定供給するため、水道施設（上水道・簡易水道）について、その老朽化の状況や耐震性、災害時への対応、未普及区域の解消等を勘案しながら、計画的に整備を進めます。

また、快適な居住環境の確保と河川・湖沼等の公共用水域の水質汚濁防止に向け、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進など各地域の条件に応じた整備手法により、下水・生活排水処理施設の整備を進めます。

## (9) 道路・交通ネットワークの整備

北海道の高速交通ネットワークを形成する北海道縦貫自動車道の早期整備をはじめ、国・道道の整備促進を要請し、広域交流基盤の強化を図るとともに、これらへのアクセスの向上や安全性・利便性の一層の向上等を見据え、市道網の整備を計画的に推進します。道路整備に際しては、美しく安全で快適な道路環境づくり、冬期の交通及び安全性の確保に努めます。

また、公共交通機関の充実のため、JR宗谷本線の利便性向上をはじめ、バス路線の維持・確保、利便性向上に努めます。

## (10) 情報ネットワークの整備

IT時代が到来し、情報化がますます進展する中、市民生活の向上と地域の振興に向け、新市全体の情報化について研究を進めるとともに、高速通信基盤の一体的整備・確保、行政内部の情報化、保健・医療・福祉、教育・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築を進めます。

また、これらを安全かつ円滑に利用・運用するため、情報セキュリティ対策を進めるとともに、市民及び職員に対するIT教育・研修を推進し、IT時代に即した人材の育成に努めます。

## (11) 総合的な雪対策の推進

快適な冬の生活確保のため、市民との連携のもと、総合的な除排雪体制を確立するとともに、迅速・効率的な除排雪を進め、新たな消融雪システムの調査・研究を進めるなど、克雪対策の充実に努めます。

また、冬を楽しく、快適に暮らす視点から、北方圏の国々や地域間での生活・文化・学術・技術・スポーツなど多様な分野での交流活動を推進するとともに、冬に強い住宅の普及、北国の風土にふさわしい街路・建物・装置・公園・緑地などを総合的・複合的に整備を進めます。

さらに、スキーをはじめスポーツの普及やイベントの開催などにより、冬のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

主要な事業

施策の項目	主要な事業
( 1 ) 環境との共生	花いっぱい運動の推進 地域環境総合計画の策定 総合的環境整備の推進
( 2 ) 環境衛生の推進	墓地の造成事業計画の推進 霊園施設整備
( 3 ) ごみの資源化・減量化の推進	総合的廃棄物処理対策(再資源化、減量化及び施設整備) リサイクルストックヤードの確保 塵芥収集車両等整備
( 4 ) 住宅の整備	公営住宅の建て替え・整備
( 5 ) 消防・救急・防災対策の充実	地域防災計画の策定 消防無線のデジタル化 防災情報システムの整備 消防施設・設備整備 救急業務高度化整備 治山事業 河川整備事業 砂防事業
( 6 ) 市街地の整備	都市計画マスタープランの策定
( 7 ) 公園・緑地の整備	緑の基本計画策定 公園の管理・整備事業 市民農園の整備
( 8 ) 上・下水道の整備	上水道整備事業 水源開発事業 下水道の整備促進
( 9 ) 道路・交通ネットワークの整備	国道の改良・整備 道道の改良・整備 地域交通網の整備 市道の改良・整備 橋梁の整備 道路整備機械等の導入 バス路線の維持 連絡バスの運行 交通安全施設整備事業 交通安全対策事業
( 10 ) 情報ネットワークの整備	地域情報網の整備 公共施設間ネットワーク整備 市議会中継機器等整備 戸籍電算化機器等整備 図書館電算化機器等整備
( 11 ) 総合的な雪対策の推進	除排雪事業の推進 除排雪支援サービス事業の推進 除雪ボランティアの育成 暮らしやすい冬の創造 雪エネルギー(資源)の研究と活用

## 4 活力に満ちたまちー産業の振興

### (1) 農林業の振興

新市の基幹産業の一翼を担う、稲作、畑作、施設園芸、畜産を主体とした農業については、農地の整備・保全や農道、用・排水施設の整備、適正な土づくりの促進など農業生産基盤の一層の充実と試験・研究体制の拡充を図りながら、新市の農業を支える担い手の育成・確保を図り、農業生産体制の強化に努めます。

また、関係機関・団体との連携のもと、指導体制の強化を図り、農畜産物の生産性の向上や地域特性に即した栽培技術・作付体系の確立、地域特産物の導入・産地化、農畜産物加工体制の充実を促進していくとともに、クリーン農業技術の普及、家畜排泄物等の農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど環境保全型農業や、「地産地消」の視点に立った特産物の販売、農業・農村体験、グリーンツーリズムを通じた都市との交流による農業の展開、さらには農業の情報化を促進し、収益の上がる農業、若者にも魅力ある農業の実現を目指します。

一方、林業については、将来にわたって持続可能な森林経営が行われるよう、林道の整備など林業生産基盤の充実を進めながら、森林組合を中心とした合理的、効率的な森林施業を促進し、木材生産機能の維持・充実に努めます。

また、災害の防止や水源のかん養、環境・景観保全機能など森林の公益的機能の維持・増進を図るため、保安林の整備など森林の保全や治山施設の整備促進に努めるとともに、森林空間の林業体験・森林レクリエーションの場としての活用を進めます。

### (2) 商業・サービス業の振興

モータリゼーションの進行や消費者需要の多様化、主要都市への消費流出等の商業環境の変化に対応し、市民及び事業者の積極的参画のもと、都市基盤整備と一体となった商店街の環境・景観整備を図り、にぎわいのある市街地づくりを進めます。

また、関係機関・団体との連携のもと、経営体質の強化や人材の育成、地域に密着したサービスやITを活用したサービスの展開、さらには観光や農林水産業との連携など、近代的・魅力的な商業活動を促進します。

### (3) 工業・地場産業の振興

食料品製造業、木材・木製品製造業、建設業などを中心とする新市の工業については、関係機関・団体との連携のもと、産業支援・研究開発体制の整備を図り、既存企業の体質強化と近代化をはじめ、産学官及び産業間の交流、新製品や新技術の開発、起業化や新産業の創出等を促進していきます。

また、北・北海道の拠点地域としての工業の集積が図れるような積極的な取り組みのもと企業の誘致に努めます。

### (4) 観光・レクリエーションの振興

新市は、自然、スポーツ、文化的観光資源を多数保有しており、近年の自然志向・健康志向の強まりや北海道縦貫自動車道の整備等による観光ニーズの増大を見据え、既存観光資源の保全及び充実、有効活用を進めるとともに、新たな観光資源の掘り起こしに努めます。

また、広域観光ルートの開発や観光企画・イベントの充実、観光情報提供体制の充実、案内板や標識などサインの充実、農林業との連携による観光の展開など、総合的な取り組みを推進し、新市ならではの自然や食を楽しめる体験型・滞在型の観光地づくりを目指します。

### (5) 雇用の確保と安定

若者の定住促進も視野に入れ、企業誘致をはじめとする各種産業振興施策を一体的に推進し、魅力ある雇用の場の拡充に努めるほか、関係機関との連携のもと、就職に関する情報提供や相談の充実、就職に必要な能力や技能の修得機会の提供等を図り、地元就職、U・J・Iターンの促進に努めます。

また、労働条件の向上促進をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実を進めるほか、すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに努めます。

主要な事業

施策の項目	主要な事業
( 1 ) 農林業の振興	農業振興地域整備計画策定 農業生産基盤の整備 農業経営の安定化推進 生産振興総合対策事業 担い手の育成 農業担い手支援センター整備 農業振興センターの充実 試験・研究・研修の体制整備 クリーン農業の推進 安全な農畜産物の提供 特産物（もち米、アスパラ・カボチャなど）のブランド化推進 グリーンツーリズムなど農業体験の場の確保 農業団体育成強化推進事業 農業経営多角化促進事業 農道整備事業 農地の保全事業 酪農ヘルパー事業 公営牧場整備 家畜排泄物処理施設整備促進事業 と畜場改修事業 森林整備計画策定 林道・作業道総合整備事業 民有林造林・保育事業（市有林含む） 治山事業 林野火災予消防事業 森林整備地域活動支援事業
( 2 ) 商業・サービス業の振興	商店街複合交流施設整備事業 中心市街地活性化事業
( 3 ) 工業・地場産業の振興	既存企業の育成強化 起業化の促進（農畜産物の加工等） 産業集積の促進 企業立地の推進
( 4 ) 観光・レクリエーションの振興	観光振興事業 道の駅の整備 観光・交流施設整備事業 観光ルートの整備 四季を通じた地域特性イベントの実施 スキー等を中心とした合宿の里（拠点）づくりの推進
( 5 ) 雇用の確保と安定	就労支援の拡充 産業教育の推進

## 5 心豊かなまち—生涯学習・文化・交流の推進

### (1) 学校教育（幼・小・中）の充実

明日の新市を担う心豊かで創造性あふれる子どもを育成していくため、幼稚園等の幼児教育の充実に努めるとともに、小・中学校においては、基礎学力の向上をはじめ、環境・福祉・国際化・情報化などの課題に主体的に対応できる力や豊かな心をはぐくむ教育の推進など、新市の特性や人材などを生かした地域に根ざした特色ある教育や教育内容の充実に努めます。

また、老朽化や耐震性、新たな教育内容に応じた学校施設及び設備の整備・充実に努めるとともに、家庭や地域社会との連携・融合、不登校やいじめなどへの対策の推進、特別支援教育の充実、教職員の充実、学校給食施設の整備など、総合的な取り組みを進めます。

### (2) 大学教育の充実

時代の要請に対応し、地域性を重視した高等教育機関としての施設及び設備の整備・充実に努めるとともに、蓄積した教育研究を地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できるよう努めます。また、大学の施設及び設備を市民の活用に供し、公開講座、リカレント講座などを開催し、市民の生涯学習、交流の場にもなるように努めます。

### (3) 心の教育・家庭教育の推進

今日の子どもたちのおかれている環境は、少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感などの弱まりが見られ、「豊かな人間性」を育てる教育の充実が緊要な課題となっています。このため、家庭、学校、地域社会、関係機関と連携・協力し、子どもの豊かな心をはぐくむ「心の教育」を推進します。

また、家庭のあり方を問い直し、思いやりのある明るい円満な家庭づくり、夫婦間の協力、会話の増加と家庭の絆の強化などの実践を通じて、心を伝え合う家族のあり方を模索する家庭教育の推進に努めます。

#### (4) 食育の推進

食生活を取り巻く社会環境等が大きく変化し、食に起因する新たな健康問題の増加が指摘されています。これらの諸問題に対応して、家庭・学校において、健康で豊かな食生活や食習慣を送る力を育てるとともに、地域の食材やその生産・流通に携わる人たちを知り、食べ物大切さやそれをはぐくむ人や自然の素晴らしさを学ぶ、食育を推進します。

#### (5) 生涯学習社会の形成

幼児から高齢者まで、すべての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、総合的な生涯学習推進体制の整備のもと、生涯学習関連施設の整備・充実を図ります。

また、生涯学習を支える人材の確保、情報提供体制の充実等を進めるとともに、市民の学習ニーズや新市の特性・課題等に応じた特色ある生涯学習プログラムの整備を進め、多様な学習機会の提供に努めます。

#### (6) 親と子のふれあう学習機会の充実

親子間の心の絆を深め、家庭が精神的な機能を果たし、子どもの心をはぐくむ場となるためには、家族の間で豊かな会話がなされることが必要です。この家族や親子の望ましい関係確保のために、親子・家族で参加し、そのふれあいを楽しめる学習機会の確保が求められます。このため、その機会を生涯学習のプログラムの中で拡充するとともに住民参画による新しいプログラムづくりを進め、さらに、広報活動の充実により参加機会の増加を図ります。

#### (7) 生涯スポーツの振興

すべての市民が生涯を通じてそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、市民相互の交流を深め、健康維持ができるよう、市民ニーズに即したスポーツ施設の整備・充実や管理運営体制の充実に努めます。

また、スポーツ団体の育成や総合型地域スポーツクラブの確立、指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツ情報の収集・提供などの取り組みを進めます。

## ( 8 ) 青少年の健全育成

家庭や地域社会の教育機能の低下など、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、明日の新市を担う青少年の健全な育成を図るため、家庭、学校、地域、行政が一体となった体制整備のもと、健全な社会環境づくりに向けた活動を推進します。

また、相談事業や情報提供の充実等による家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動や社会活動への参加促進、青少年団体や指導者の育成に努めます。

## ( 9 ) 地域文化の継承と創造

地域に根ざした個性豊かな文化の創造を促すため、文化施設の整備・充実に努めるとともに、文化・芸術団体の育成や多様な文化・芸術鑑賞会・活動発表会の充実、指導者の育成・確保を進めるなど、市民の主体的な文化・芸術活動の活発化を促進する総合的な環境整備に努めます。

また、新市内に存在する有形・無形の貴重な文化財・行事などの調査や保存・活用を進めるとともに、多くの人々が新市の歴史・文化に親しめる場や機会の提供に努めます。

## (10) 交流活動の推進

これまでの交流活動の経験を活かした、開かれたまちづくりと、それによる地域の活性化を目指し、豊かな自然環境や産業資源、観光資源等の地域特性・資源を活用した、多様な分野における、他地域、学校等との地域間交流活動を促進するとともに、学校教育や生涯学習の場において、国際感覚豊かな人材の育成を一層進めるとともに、多様な国内外の交流活動の展開に努めます。

## 主要な事業

施策の項目	主要な事業
( 1 ) 学校教育の充実	小中学校の整備 給食センター整備 スクールバス更新
( 2 ) 大学教育の充実	校舎整備 大学を活かしたまちづくりの推進 大学との連携
( 5 ) 生涯学習社会の形成	生涯学習推進総合計画の策定 文化活動拠点施設整備 生涯学習プログラムの整備 天体観測を活かしたまちづくり事業 (市立天文台の整備)
( 7 ) 生涯スポーツの振興	スポーツ施設の整備 スポーツ振興事業
( 8 ) 青少年の健全育成	青少年健全育成事業
( 9 ) 地域文化の継承と創造	文化ホールの整備 芸術文化振興事業
( 10 ) 交流活動の推進	姉妹都市・友好都市交流事業 国際交流事業 地域連携事業

## 第 章 新市における北海道事業の必要性

---

## ( 1 ) 北海道事業の必要性

新市の将来像の実現をするためには、北海道が主体となった事業が不可欠です。風連町・名寄市の合併による新市建設を効果的、総合的に進め、速やかな一体性の確立や地域資源を最大限活用した魅力ある地域づくりができるよう、北海道に期待する事業として、次のとおり分野別に示し、積極的な支援・推進を望むものです。

## ( 2 ) 新市における北海道事業

施策項目	小項目	主要な事業名
北緯44度のくらしのまち - 環境・生活基盤の整備 -	消防・救急・防災対策の 充実	治山事業 河川整備事業 砂防事業
	公園・緑地の整備	公園の管理・整備事業
	道路・交通ネットワーク の整備	道道の整備事業
活力に満ちたまち - 産業の振興 -	農林業の振興	農地の保全事業 農道の整備事業 農業基盤整備事業 森林整備事業

## 第 章 公共的施設の適正配置と整備

---

公共的施設については、市民サービスと地域バランスの観点から、生活に急激な変化を及ぼさないよう、市民の利便性を損なうことがないように配慮して、適正に配置します。

また、新たな公共的施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や必要性について十分に検討・議論するとともに、既存施設の有効活用などの検討も図り、効率的な整備に努めます。



# 第 章 財政計画

---

- 1 前提条件
- 2 財政計画

## 1 前提条件

財政計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項第4号の規定に基づき、10か年度(平成18年度～平成27年度)の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う歳出の削減効果、建設計画に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政支援措置を勘案しています。歳入・歳出の考え方は次のとおりです。

### (1) 歳入

#### 地方税

現行の税制度を基本に、現在の経済状況や今後の人口推計値等を踏まえ見込んでいます。

住民税所得割に一定程度の税源移譲分を見込んでいます。

#### 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税算定の特例(合併算定替)により算定し、合併に係る財政支援措置や合併特例債等の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

#### 国庫支出金・道支出金

一定程度の削減を想定するとともに、一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画の事業分を見込んでいます。また、合併に伴う財政支援措置(合併市町村補助金)を考慮しています。

#### 地方債

新市建設計画事業の財源として、合併特例債を見込んでいます。また、臨時財政対策債は今後も継続されるものとしています。

#### その他

過去の実績等により見込んでいます。

## ( 2 ) 歳出

### 人件費

合併による特別職、議会議員等の定数の減による影響を見込んでいます。また、一般職については、前年度の退職者に対し、新規採用者の補充を抑制することにより、段階的に経費の削減を見込んでいます。

### 物件費

過去の実績値等により見込んでいます。

### 維持補修費

過去の実績値等により見込んでいます。

### 扶助費

合併による扶助費等の増加、少子・高齢化の進行に伴う影響を見込んでいます。

### 補助費等

合併による重複事業の是正効果等を見込んでいます。

### 公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の新市建設計画事業に伴う、合併特例債等の償還見込額を併せて見込んでいます。

### 繰出金

各特別会計への繰出金を見込んでいます。

### 普通建設事業費

現行の地方債制度を基本に、建設計画に位置づける普通建設事業費を見込んでいます。

## 2 財政計画

## ( 1 ) 歳入

( 単位 : 百万円 )

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	3,160	3,131	3,102	3,074	3,047	3,006	2,972	2,938	2,904	2,870
地方譲与税	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405
各種交付金	670	665	660	655	649	642	635	629	623	616
地方交付税	7,702	7,472	7,285	7,041	6,881	6,722	7,100	7,123	7,126	7,035
分担金・負担金	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
使用料・手数料	706	706	706	706	706	706	706	706	706	706
国庫支出金	1,229	1,221	1,090	1,079	1,067	1,057	1,047	1,027	1,060	1,039
道支出金	879	879	863	822	811	803	795	776	815	799
財産収入	69	69	69	69	69	69	69	68	68	68
繰入金・繰越金	0	194	295	300	240	219	27	385	0	123
諸収入・寄附金	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	1,301
地方債	2,708	2,708	2,708	2,318	2,318	2,318	2,027	1,985	2,152	2,110
歳入合計	18,914	18,836	18,569	17,855	17,579	17,333	17,169	17,428	17,245	17,157

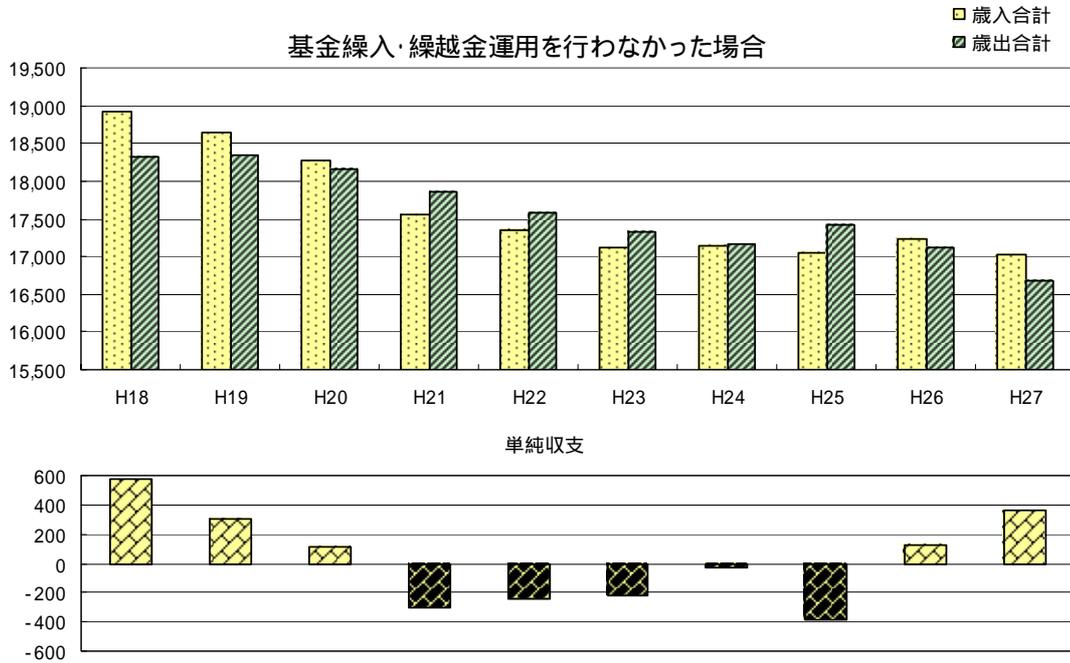
## ( 2 ) 歳出

( 単位 : 百万円 )

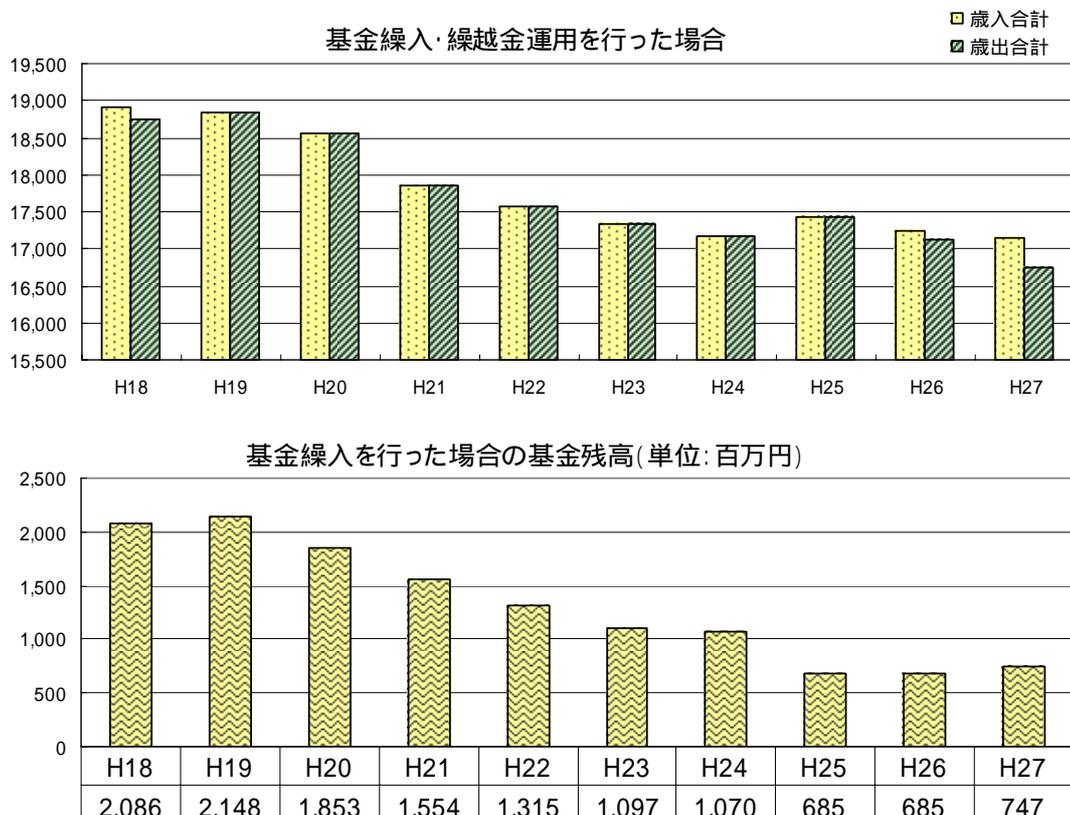
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	4,036	4,030	3,954	3,826	3,714	3,632	3,561	3,541	3,407	3,323
物件費	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944
維持補修費	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534
扶助費	1,490	1,477	1,464	1,451	1,438	1,423	1,407	1,391	1,376	1,360
補助費等	2,326	2,254	2,184	2,117	2,052	1,988	1,927	1,867	1,809	1,753
公債費	2,501	2,602	2,652	2,600	2,600	2,515	2,499	2,954	2,455	2,264
繰出金	2,129	2,127	2,054	2,011	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925
投資・出資金・貸付金	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168	1,168
積立金	411	496	411	0	0	0	0	0	0	62
普通建設事業費	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204	2,104	2,504	2,404
歳出合計	18,743	18,836	18,569	17,855	17,579	17,333	17,169	17,428	17,122	16,737

(3) グラフ

基金からの繰入等を考慮しない場合は平成21年度からは赤字基調で推移します。



黒字の年は翌年度へ繰越し、不足の年は基金からの繰入で賄った場合の収支表です。  
この時の基金の残高状況は下のグラフになります。



風を連ねて・名を寄せる 北の都<sup>まち</sup>

# 『新市建設計画』

編集・発行

平成17年3月

風連町・名寄市合併協議会

〒096-0023 北海道名寄市西13条南4丁目 名寄市民文化センター内

TEL.01654-9-4660 FAX.01654-9-4665

URL <http://www.fuuren-nayoro.jp/>

E-mail [ny-gappei@city.nayoro.lg.jp](mailto:ny-gappei@city.nayoro.lg.jp)